

改正旅館業法の施行にあたって【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

12月13日に改正旅館業法が施行される。

サービス連合は、これまで「旅館業法の見直しに係る検討会」の構成員として参画し、旅館業法の改正にむけ、意見反映をおこなってきた。

今回の改正では、新型コロナウイルス感染症の流行期において、宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力の求めを行うことができなかつたことなどを受け、特定感染症の国内発生期間に限り、必要な限度で特定感染症の感染防止対策への協力を求めることなどが可能となった。新型コロナウイルス感染症のみならず、今後もあらたな感染症が想定されることから、利用者だけではなく、現場で働くものの安全を守るという点において意義のある内容と評価したい。

改正法成立後は「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」において、政省令案・指針案について検討がおこなわれた。なかでも第5条の運用にあたっては、宿泊業では公共性の観点などから、理由なく宿泊を拒否することはなく、不当な差別は決してあってはならないということを前提に、利用者だけでなく働く者の健康も守られるべきであり、利用者と事業者どちらか一方が弱い立場に立たされることがないように留意しなくてはならない。

今回の改正によって、宿泊施設に過重な負担となり宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返すカスタマーハラスメントへの対応についても盛り込まれた。宿泊者と現場で働くものの双方が気持ちよく過ごすことができる宿泊施設となるよう、宿泊事業者は趣旨を正しく理解して適切に運用することが必要である。また、宿泊事業者は障害者差別解消法等を正しく理解し、不当な差別や宿泊拒否につながらないように、研修機会を拡充するなど、十分な取り組みが求められる。

サービス連合は今後も働く者の立場から産業の持続的な発展にむけて、意見反映をおこなっていく。

以上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>